

令和7年度 商店街プレミアム付商品券支援事業 (広域電子商品券)

物価高騰等の影響を受け、地域経済の活性化を図ることを目的として、商店会が主体となって発行する商品券事業に係る経費について補助します。

広域電子商品券とは

市内の複数の区商店街連合会が連携して実施する電子商品券事業です。

①申請可能



3区商連以上 1,200店舗以上

②参加可能



希望する商店会(※)

③重複参加が可能



紙または電子+広域電子

④参加の呼びかけ



区商連⇒区内商店会

① 3区商連以上かつ利用可能店舗1,200店舗以上で申請が可能です。

② 区商連単位で参加しない場合でも、希望する商店会(※)は参加可能。

(※) 加盟区商連及び申請団体の承認が必要です。

③ 紙の商品券事業・電子商品券事業を申請した商店会(共同参加した商店会を含む)も、広域電子商品券事業に参加することが可能です。

④ 参加する区商連は、加盟する区内商店会へ広く参加を呼びかけていただきます。

補助対象事業

区商連等が発行する
「電子商品券」事業

※購入者一人当たりの購入上限額は、30,000円を上限として申請対象が決定します。



申請対象

区商店街連合会 又は
市商店街総連合会

※3区商連以上かつ1,200店舗以上が必要です。
※利用可能店舗は横浜市内の店舗に限ります。

補助限度額および補助率

事業費

1億2,000万円
(補助率 10/10)

事務費

4,000万円
(補助率 3/4)

- ・事業費(プレミアム分)は全体額です。(区ごとの額ではありません)
- ・事務費の区ごとの負担額は参加団体の協議により決定します。



当補助金の申請にあたり、
商店会・参加店舗には
脱炭素取組宣言
を行っていただきます。

取組宣言は
こちらから

3分ほどで完了します



通常の電子商品券との違いについては？

通常の電子商品券事業との違い

1

申請対象

電子商品券	広域電子商品券
市内商店会・区商連	区商連・市商連 ※ <u>商店会単会は不可</u>

2

参加可能な
商店会

電子商品券	広域電子商品券
市内商店会	市内商店会 (加盟区商連及び申請団体の承認が必要)

3

補助限度額

	電子商品券	広域電子商品券
事業費	400万円・ 500万円	1億2,000万円 ※
事務費	160万円・ 180万円	4,000万円

※事業費(プレミアム分)は全体額です。(区ごとの額ではありません)

詳細は募集要領を
ご確認ください



横浜市
ウェブサイト

広域電子商品券事業への参加にあたって

- ・紙の商品券事業・電子商品券事業を申請する商店会
(共同参加した商店会を含む)も、広域電子商品券事業に
参加することが可能です。
- ・電子商品券事業と広域電子商品券事業の実施時期は
重ならないよう設定してください。

お問合せ先 横浜市経済局商業振興課
電話：671-3488 メール：ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

【注意】この事業は、令和7年度予算が市会で議決されることが条件となります。